

第 77 回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会和歌山大会運営業務委託
プロポーザル実施要領

公表日 令和 7 年 1 月 23 日

1 契約概要

(1) 名 称

第 77 回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会和歌山大会運営業務委託

(2) 目 的

全国都市の連絡を緊密にし、相協力して教育行政の進展を図り、全国の教育向上に尽くすために、教育情報の交換、教育行政並びに財政に関する調査研究、教育内容に関する調査研究等を実施することを目的として、全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会を令和 9 年度に和歌山市において開催する。その円滑な運営を図るため、専門的な知識と経験等を有する者をプロポーザル方式により選定し、参加申込受付・宿泊手続き・視察研修の企画及び実施・大会運営等に関する業務を受託することを目的とする。

(3) 契約内容

別添「第 77 回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会和歌山大会運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、契約締結時における仕様書に追加すべき事項等が生じた場合は、第 77 回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会和歌山大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と本業務を受託する予定の事業者（以下「受託候補者」という。）と協議し、変更できる。

(4) 契約期間

契約締結日から令和 10 年 1 月 28 日（金）まで

2 見積限度額（予定価格）

17,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※参考見積書の金額は、見積限度額以下とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から 2 年を経過しないこと。

(2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。

ア 市税（和歌山市が賦課徴収するものに限る。）

イ 消費税及び地方消費税

ウ 所得税又は法人税

- (3) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあっては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあつた者にあっては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。

4 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 3 参加資格の（2）に示す確認資料

（ア）和歌山市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

和歌山市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

（イ）消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあっては納税証明書の様式その3の3を、個人にあっては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

また、和歌山市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、以下ウからオの書類も併せて提出すること。

ウ 会社概要

（ア）会社概要がわかるもの（パンフレット等既存のもので可。）

（イ）履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。）

当該証明書について、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

エ 委任状及び使用印鑑届出書（様式第2号）

オ 同種業務の契約を履行した実績を有することを証する書類

履行実績調書（様式第3号）に記載し、同種業務の契約に係る契約書の写し、仕様書等の写しを提出すること（同種業務とは、宿泊施設確保・割振りと受付業務を伴う、参加者500人以上の会議やイベントの企画及び運営業務とする。）。

カ 契約に必要な許認可等

宿泊に関わる業務は、旅行業法に基づき登録された旅行業者が行うものとする。旅行業法に基づく登録票の写しを提出すること。なお、当該業務の再委託は可能とするが、再委託を行う場合には、事前に実行委員会の承諾を得なければならない。

(2) 提出期限：令和8年1月6日（火）17時15分まで

(3) 提出場所：和歌山市役所

和歌山市七番丁23番地

第77回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会和歌山大会実行委員会事務局（教育委員会事務局教育学習部教育政策課内）

Tel：073-435-1135

Fax：073-435-1287

(E-mail：kyoikuseisaku@city.wakayama.lg.jp)

(4) 提出方法：持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

に規定する休日を除く8時30分から17時15分までの間（ただし、12時から13時までを除く。）に直接持参すること。

※連絡先のE-mailアドレスを必ず記載すること。

5 プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を郵送する。

送付予定日 令和8年1月9日（金）（予定）

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期限：令和8年1月16日（金）17時15分まで

(2) 質問方法：電子メールにより、書面（任意様式）で提出すること。書面以外で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 質問先：4（3）と同じ。

(4) 回答方法：質問者に対して電子メールで回答するとともに、和歌山市教育委員会事務局教育学習部教育政策課ホームページにより公表する。電話や口頭による質問や期限後の質問は受け付けない。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

様式第4号とともに仕様書に掲げる業務内容を含んだ提案を提出すること。

また、企画提案書は自由記載とするが、次の項目については必ず記載するほか、必要に

応じて資料を添付すること。

(ア) 業務の実施方針

本業務の目的や内容を踏まえ、円滑な会議運営への工夫や和歌山の魅力を伝える工夫などを含めて簡潔に実施方針を記載すること。

(イ) 業務のスケジュール・実施体制等

- ・全体スケジュール
- ・業務ごとに人員の配置や業務分担がわかるもの（準備期間も含む。）

(ウ) 申込受付、宿泊施設の確保・割り振り等

- ・大会案内及び参加受付方法
- ・宿泊施設の確保方法、宿泊計画、その他宿泊に関すること。

(エ) 大会運営

- ・会場の使用想定、備品及び看板案内表示の配置がわかるもの
- ・会場内の看板や案内表示のデザイン
- ・来賓及び一般客の動線、案内・誘導体制の計画
- ・受付、クローケの運営方法
- ・進行管理、音響及び照明等の人員配置
- ・昼食の内容（和歌山らしさを感じられる工夫や対応方針）
- ・昼食の配布方法と回収方法
- ・会場周辺の案内板のデザイン
- ・会場周辺の看板・案内表示の配置

(オ) おもてなしに係る企画

- ・受賞者記念品の内容及び金額
- ・アトラクション内容（理事会情報交換会並びに総会の2種類）
- ・会場内のドリンクコーナーの設置場所
- ・5月11日及び12日の物販コーナーの内容及び場所

(カ) 視察研修

各視察コースの内容、施設利用料等の有無、行程、参加者定員数等

(キ) その他

- ・個人情報の取り扱いや急病、災害等の事故対応などの危機管理体制、SDGsへの配慮
- ・自由提案として、仕様書以外の項目として創意・工夫した内容

イ 会社概要（様式第5号）

ウ 同種業務の契約を履行した実績を有することを証する書類

同種業務実績（様式第6号）に記載し、同種業務の契約に係る契約書の写し、仕様書等の写しを提出すること。（同種業務とは、宿泊施設確保・割振りと受付業務を伴う、参加者500人以上の会議やイベントの企画及び運営業務とする。）

エ 参考見積書（任意様式、消費税及び地方消費税含む。）

宛先を第77回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会和歌山大会実行委員会会長とし、必ず代表者印を押印すること。また、業務参考見積書の額は、見積限度額（

予定価格) 以内の額 (消費税及び地方消費税を含む。) とし、想定される全ての業務内容及び人件費等積算内訳を別途記載すること。

- (2) 提出部数：12部（正本1部、副本11部）
- (3) 提出期限：令和8年1月29日（木）17時15分まで
- (4) 提出場所：4(3)に同じ
- (5) 提出方法：持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受付けない。
※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く8時30分から17時15分までの間（ただし、12時から13時までを除く。）に直接持参すること。
- (6) 提出制限：企画提案書は、1提案者について1件を限度とする。

8 評価方法

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

(1) 企画提案評価

参加資格の確認された者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、次の9評価基準及び配点で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（受託候補者）として特定する。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(2) 開催日時及び場所等

ア 実施内容：企画提案説明に20分、質疑応答に20分とする

イ 開催日時：令和8年2月6日（金）午前（予定）

ウ 開催場所：和歌山市役所本庁舎11階 教育委員室（第1会議室）（予定）

※正式な日時については、プロポーザル参加資格確認通知書にて通知する。

※プレゼンテーション及び質疑応答の参加人数は3名以内とする。

※プレゼンテーション及び質疑応答は非公開により実施する。

※プレゼンテーションは提出された企画提案書に基づいて行うものとし、新たな提案を行うことは認めない。

※プレゼンテーションにあたり、説明用パワーポイントその他を使用する場合は、提案者がこれに必要なパソコン等の機器を用意するものとし、スクリーン及びプロジェクターについては、実行委員会が用意するものとする。

(3) 評価結果の通知

評価結果をプロポーザル評価結果通知書（令和8年2月13日送付予定）により通知する。

9 評価基準及び配点

プロポーザルは次の評価基準に基づき評価する。

(1) 評価基準

評価項目	配点	評価の視点
企業実績	10点	・本業務の効果的・効率的な履行につながる実績・経験・強みを有しているか。
業務責任者の評価	5点	・業務責任者において、本業務の効果的・効率的な履行につながる実績、経験を有しているか。
業務遂行能力	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・参加申込み受付、参加費や宿泊費の請求や受領等、大会運営などに関する人員の確保は十分であるか。 ・事業者内部の指揮、連絡・調整体制は整っているか。 ・業務を遂行できる組織体制となっているか。
申込受付、宿泊施設の確保	20点	<ul style="list-style-type: none"> ・大会案内及び参加受付方法は適切か。特に参加申込に係るシステムについて、請求書・領収書の記載内容を指示内容どおり対応できるか等、参加者への配慮ができるようなシステムとなっているか。 ・確保できる宿泊施設の数は適切か。 ・和歌山市の宿泊事情を踏まえた具体的な配宿計画となっているか。 ・宿泊に関する独自の提案があるか。提案は具体性、実行性があるか。
大会運営	20点	<ul style="list-style-type: none"> ・会場、控室、受付、クローケなどの配置は工夫されているか。昼食会場への動線は参加者がスムーズに移動できるようない提案か。 ・事前準備、会場設営、受付方法、進行補助など、当日の運営がスムーズにできるようない提案か。 ・看板や案内表示のデザイン・レイアウトは参加者にわかりやすいものとなっているか。 ・県内9市をPRするためのブースについて、魅力的な提案があるか。 ・昼食は、和歌山らしいメニューが想定されているか。 ・昼食の配付や回収について、混乱が生じないようスムーズに行える方法となっているか。 ・会場内外の案内・誘導体制は十分であるか。特にトイレの待ち時間が長くならないための案内・誘導体制が整っているか。 ・その他会議運営に必要な事項が満たされているか。不足はないか。
おもてなし	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・和歌山らしさを踏まえた魅力ある企画提案であるとともに、ホスピタリティあふれる内容となっているか。 ・理事会情報交換会及び総会のアトラクションの内容は、和歌山らしさが感じられ、魅力ある内容になっているか。
視察研修	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・視察研修は教育関係の大会にふさわしい内容となっており、魅力的な内容となっているか。 ・時間配分など、行程に無理はないか。

評価項目	配点	評価の視点
その他	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱や急病、災害等の事故対応など、危機管理体制が十分取られているか。 ・S D G sへの配慮が十分になされているか。 ・自由提案の内容で、特に創意・工夫がなされており評価すべき点があるか。
見積価格	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・会議規模、参加人数に応じた適正な見積価格であり、できる限り安価な見積価格となっているか。
計	100点	

10 日程

公表	令和7年12月23日（火）
参加資格確認申請書受付	令和8年1月6日（火）17時15分まで
参加資格確認通知書送付	令和8年1月9日（金）（予定）
質問受付	令和8年1月16日（金）17時15分まで
企画提案書提出	令和8年1月29日（木）17時15分まで
企画提案評価	令和8年2月6日（金）
結果通知	令和8年2月13日（金）までに
契約締結	令和8年2月下旬（予定）

11 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (7) 参考見積書の金額が、見積限度額（予定価格）を超過したもの

12 契約に関する事項

- (1) 前払い制度
適用しない。
- (2) 部分払い制度
適用しない。
- (3) 契約保証金
不要である。
- (4) 契約書作成の要否

必要である。

- (5) プロポーザルは受託候補者を選定するために実施するものであり、受託候補者の企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。実際の業務の進め方などについては、特定された受託候補者と実行委員会の間で詳細を協議のうえ、予算額の範囲内で業務内容を決定し、契約書を締結する。なお、協議段階において交渉が不調に終わったときは、次点の者と交渉する場合がある。
- (6) 企画提案書に記載された事項が履行できなかったときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行う。

1.3 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (3) 提出書類は提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却せず、また、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。なお、提出された書類は、審査及び説明並びに公表のために、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定することができる。
- (6) 受託候補者特定後、受託候補者と実行委員会との協議により、仕様書の内容に変更が発生する場合がある。
- (7) 受託者は、実行委員会が認める場合を除いて、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (8) 契約締結後において、契約書に定めのない事項が発生し業務の遂行上実施する必要がある場合は、実行委員会と受託者双方で協議のうえこれを実施するものとする。
- (9) 他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行うこと。また、会計帳簿等の帳簿類は、契約期間終了後5年間保管すること。
- (10) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。
- (11) 受託者は、本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (12) プロポーザルの実施結果については、受託候補者名、受託候補者の見積提示額、事業者ごとの評価結果及び選定された企画提案書等を原則として公表する。提案者にあっては公表することを前提とした事業者選定であることに同意の上申請を行うものとする。